

## 歯学部履修要項（平成27年度以降入学者用）

### 授業科目

第1条 歯学部各学年において、履修するユニットおよび科目数は、別表(2)のとおりとする。

2 履修したユニットについては試験を行う。試験の方法については別に定める。

### 選択科目

第2条 選択科目については、履修科目届を所定の期日までに学務課に提出しなければならない。

履修科目届提出後の科目の変更、取り消しは認めない。

### 実習・演習

第3条（第1学年）

実習および演習については、原則として、各科目の総時間数の4/5以上出席しなければその科目の成績を0点とする。

2 病気、その他やむを得ない理由により出席できなかった場合は、担当教員に申し出ればその科目の実習・演習を補うことがある。

3 実習・演習の成績は、態度、技能、レポート、筆答・口頭試問・実地試験等を総合して判定する。

第4条（第2・第3・第4・第5・第6学年）

実習および演習については、各科目の時間数の4/5以上出席しなければ、当該学年科目の評点を与えない。

2 病気、その他やむを得ない理由により規定時間数以上の出席が満たされなかった場合は、その旨を学務課に申し出れば教授総会の議を経てその科目の実習を補うことがある。

3 実習・演習の成績は、シラバスに記載された評価方法に基づいて判定する。

### 定期試験等

第5条（第1学年）

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験がある。

2 定期試験は各学期末に行う。定期試験の他に臨時試験を行うことがある。

3 1学年の出席については、全授業終了後に集計を行う。各科目の総時間数の2/3以上出席しなかった者には定期試験の受験資格を与えない。ただし実習・演習は除く。

4 試験の方法は、筆答・口頭試問・実地・レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。

5 各試験の成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。合格した者にはその単位を与える。1科目を2名以上の教員が分担する科目の成績についてはその科目の担当者の協議によって決定する。

6 定期試験の日程は試験の開始日の1週間前までに公示する。

7 病気や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などやむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者は、速やかに欠席届に理由を明記し、事務課に提出しなければならない。

8 前項の理由に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。

9 追試験の受験者は当該科目試験欠席届、診断書等および追試験願を指定した期日までに事務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。

10 定期試験およびその追試験を受験できなかった場合は、その試験の成績を0点とする。

11 追試験の成績はその得点の80%とする。ただしインフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症による欠席や忌引で欠席した場合の追試験の得点はその得点とするが、最高得点は各科目の最高点の90%とする。

12 不合格科目の再試験は、後期定期試験後の判定で取得科目数が所定の科目数の60%以上、あるいは所定の科目の総得点が合格基準点の総和以上の何れかに該当した者について所定の時期に行う。

13 再試験の受験者は、指定した期日までに再試験願を事務課に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料を課する。

14 再試験に合格した者の成績は60点とする。

15 再試験の追・再試験は行わない。

第6条（第2・第3・第4・第5・第6学年）

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験、進級試験、共用試験（CBT・OSCE）およびintegrated OSCAがある。

2 試験の方法は、筆答、口頭試問、実地試験、レポート提出（電子ポートフォリオを含む）等であり、これらは併用実施することがある。

第7条（第2・第3・第4・第5学年）

定期試験は各学期末に行う。定期試験のほかに臨時試験を行うことがある。

2 定期試験の日程は、試験開始日の1週間前までに公示する。

### 定期試験受験資格

#### 第8条（第2・第3・第4学年）

前期開講科目、後期開講科目、通年開講科目それぞれについての出席が、講義の場合は総授業時間の2/3以上、実習・演習の場合は総授業時間の4/5以上でない場合は、その期の定期試験の受験資格を与えない。また、定期試験受験後に受験資格を有していないと判明した場合は、試験日に遡ってこれを取り消す。

- 2 遅刻・早退については、所定の授業時間時刻から10分以内に講義室に入った者は遅刻とし、それ以降は欠席とする。遅刻3回を欠席1回に換算し、3回未満は切り捨てる。特別な理由のない早退は欠席とみなす。
- 3 インフルエンザ等学校保健安全法で定められた感染症で、学校の指示により欠席した場合は、診断書を提出すれば該当する欠席回数を総講義回数から差し引き、それをその学生の講義回数とする。
- 4 次の場合は原則として欠席あるいは遅刻とするが、欠席日数が規定の日数に満たない場合は考慮することがある。
  - (1) 課外活動等により授業を欠席する場合
  - (2) 交通機関が不通のために、授業を遅刻、欠席した場合（ただし、交通機関発行の証明書をその日の内に授業担当教員に提出すること）
  - (3) 病気等により授業を欠席した場合（ただし、医師の診断書を提出すること）

#### 第9条（第5学年）

講義は、総授業時間数の2/3以上出席しなかった場合は定期試験の受験資格を与えない。臨床実習は、総時間数の4/5以上出席しなければその科目の単位を与えられず、進級試験の受験資格を与えない。

- 2 遅刻・早退については、所定の授業時間時刻から10分以内に講義室に入った者は遅刻とし、それ以降は欠席とする。遅刻3回を欠席1回に換算し、3回未満は切り捨てる。特別な理由のない早退は欠席とみなす。
- 3 インフルエンザ等学校保健安全法で定められた感染症で学校の指示により欠席した場合は、診断書を提出すれば該当する欠席回数を総講義回数から差し引き、それをその学生の講義回数とする。
- 4 次の場合は原則として欠席あるいは遅刻とするが、欠席日数が規定の日数に満たない場合は考慮することがある。
  - (1) 課外活動等により授業を欠席する場合（事前にクラブ部長名の欠席届を提出すること）
  - (2) 交通機関が不通のために、授業を遅刻、欠席した場合（ただし、交通機関発行の証明書をその日の内に授業担当教員に提出すること）
  - (3) 病気等により授業を欠席した場合（ただし、医師の診断書を提出すること）

### 追試験

#### 第10条（第2・第3・第4・第5学年）

病気や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などやむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して所定の期日に追試験を行う。

- 2 追試験の追試験は行わない。
- 3 追試験の受験者は、当該試験欠席届、診断書等および追試験願を学務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
- 4 追試験の成績は、その得点の80%とする。ただし、インフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症による欠席や忌引で欠席した場合の追試験の得点はその得点とするが、最高得点は各科目の最高点の90%とする。
- 5 定期試験およびその追試験を受験しなかった場合は、その科目の評点を0点とする。

### 再試験

#### 第11条（第2・第3・第4・第5学年）

定期試験の結果を含めて科目評価を行い、評点が不合格な者に対し、当該科目の再試験を所定の期日に行う。

- 2 再試験受験者は、再試験願を学務課に提出しなければならない。再試験受験者には受験料を課する。
- 3 再試験後の科目評価で合格した場合、その科目の評点を60点とする。
- 4 再試験の追試験は行わない。その評点は定期試験後の評点のままとする。
- 5 通年開講科目については、後期定期試験後、評点が不合格な者に対して再試験を行う。ただし、前期定期試験後に成績不良者に対し、再試験を課することができる。

### 評価

第12条 各科目の評点は1科目100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 科目の評点の基準（評価方法）は授業計画（シラバス）に明記する。

## 進級試験

### 第13条（第2・第3・第4・第5学年）

各科目の評点が前条第1項の基準点を満たす者に対して、進級試験を行う。進級試験の受験資格がない者は、留年とする。

- 2 事前に公表した科目から多肢選択問題形式で出題される。
- 3 試験の日程は、試験開始日の1週間前までに公示する。
- 4 病気や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などのやむを得ない理由により、進級試験を受験できなかった者および進級試験不合格者（70点未満）に対して所定の期日に進級追再試験を行う。受験者には受験料を課する。
- 5 進級追再試験の受験者は、進級追再試験願を学務課に提出しなければならない。
- 6 進級追再試験の追再試験は行わない。
- 7 進級試験および進級追再試験を受験しなかった者は、留年とする。

## 成績判定

### 第14条（第2・第3・第4・第5学年）

各科目の成績判定は、ユニット評価、進級試験の結果を基に総合的に行う。ただし、第4学年は共用試験（CBT・OSCE）の結果も加える。

- 2 第4学年における臨床実習Ⅰのユニット評価は、第5学年の臨床実習Ⅱと総合して行う。
- 3（第2・第3・第4・第5学年）  
学業成績の評価は、S（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満）の5種類及び合、否の2種類とし、S、A、B、C及び合を合格、D及び否を不合格とする。

## 共用試験（CBT・OSCE）

第15条 第4学年において、進級試験の受験資格の有る者に対して共用試験（CBT・OSCE）を行なう。

- 2 病気や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などのやむを得ない事情により、共用試験（CBT・OSCE）を受験できなかった者および不合格（70点未満）になった者について、所定の期日に追再試験を行う。追再試験の追再試験は行わない。
- 3 共用試験および追再試験の受験者には、受験料を課する。

## integrated OSCA

第16条 第6学年において、選択実習（平成31年度以降は臨床実習）の出席要件を満たした者に対して integrated OSCA を行う。

- 2 病気や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などのやむを得ない事情により、integrated OSCA を受験できなかった者および不合格になった者については所定の期日に追再試験を行う。追再試験受験者には受験料を課する。

## 進 級

### 第17条（第1学年）

学年末において、履修すべき必修科目（選択必修科目を含む）のすべてに合格した者は、進級とする。

- 2 第5条第12項による再試験受験資格のない者は留年とする。
- 3 不合格科目に対する再試験のすべてに合格すれば進級とする。
- 4 再試験の結果、不合格科目のある者は留年とする。
- 5 合否判定科目の不合格者は留年とする。
- 6 留年者は全科目を再履修しなければならない。ただし、選択科目は前年度履修した科目を変更することができる。

### 第18条（第2・第3・第4・第5学年）

その学年の所定の科目すべてに合格し、進級試験に合格した者は、進級とする。ただし第4学年においては、共用試験の合否結果も総合して判定する。また、臨床実習Ⅰの出席要件を満たさない場合は進級を認めないことがある。

- 2 進級条件を満たさない者は、留年とする。
- 3 留年者は全科目を再履修しなければならない。ただし、前年度履修した選択科目を変更することができる。
- 4 平成22年度在学していた全学生に適用
- (1) 学則第31条の規定にかかわらず、第3学年修了までの在学期間は、休学の期間も含めて6年を超えることができない。
- (2) 同一学年を2年間で修了できない者は、教授総会の議を経て教育上必要な処分を行う。また、同一学年を3年間で修了できない者は、教授総会の議を経て退学にすることがある。ただし、休学の期間は、この年数に算入しない。
- 5 平成23年度以降の入学生に適用  
各学年を2年以内に修了できない者は、特別な理由がない限り、成業の見込みがない者とする。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、通算して6年を超えることはできない。

## 卒業試験

第 19 条 第 6 学年の臨床実習および integrated OSCA に合格した者に、卒業試験の受験資格を与える。

- 2 総括演習 I、II、III、IV はそれぞれ 1 科目とし、総括演習 I、II、III、IV のうちの 1 科目でも出席時間数が総時間数の 4/5 に満たない者には、卒業試験の受験資格を与えない。卒業試験の受験資格がない者は留年とする。
- 3 病気や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などのやむを得ない事情により卒業試験を受験できなかった場合、所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。
- 4 卒業試験の追試験受験者は、試験欠席届および追試験願を学務課に提出しなければならない。受験者には受験料を課する。
- 5 卒業試験の追試験の成績は、その得点の 80% とする。
- 6 卒業試験の追試験を受験できなかった場合は、その試験の成績を 0 点とする。

## 卒業判定

第 20 条 卒業の判定は、卒業試験の成績をもって、卒業見込、卒業保留、留年を決定する。

- 2 卒業保留者については、卒業試験と同等の再評価試験に合格すれば、卒業資格を与える。
- 3 平成 22 年度在学していた全学生に適用  
第 6 学年を 2 年間で修了できない者は、教授総会の議を経て教育上必要な処分を行う。また、同一学年を 3 年間で修了できない者は、教授総会の議を経て退学にすることがある。ただし、休学の期間は、この年数に算入しない。
- 4 平成 23 年度以降の入学生に適用  
第 6 学年を 2 年以内に修了できない者は、特別な理由がない限り、成業の見込みがない者とする。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、通算して 6 年を超えることはできない。

## その他

第 21 条 進級ならびに卒業決定等の重要事項に関しては、教授総会において審議し、決定する。

## 附 則

- 1 この要項は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この改正要項は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この改正要項は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この改正要項は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この改正要項は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この改正要項は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この改正要項は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 8 この改正要項は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 学生の履修について、学則およびこの要項に定められていない事項は、教授総会の議を経てこれを定める。
- 10 この改正要項は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 11 この要項の変更は教授総会の議を経て行う。

## 歯学部履修上の注意

### 1. 英検資格取得者および TOEIC 基準成績取得者に対する科目の認定

文部科学省認定実用英語技能検定（英検）1 級・準 1 級資格取得者または国際コミュニケーション英語技能テスト（TOEIC）750 点以上の得点取得者は、申請によって「初年次の英語科目」（必修）もしくは科学英語（第 2 学年、第 3 学年）の科目の一部（4 科目または 2 科目）について、認定を受けることができる。

（富士吉田教育部において）

「初年次の英語科目」に含まれる科目としては Conversational English、Paragraph Writing、Freshman English A・B、Listening for TOEIC がある。英検に関しては、1 級取得者は 4 科目分、準 1 級取得者は 2 科目分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。TOEIC に関しては、910 点以上の得点取得者は 4 科目分、750 点以上の得点取得者は 2 科目分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。ただし、英検準 1 級資格取得者または TOEIC750 点以上の得点取得者で、既に 2 科目の認定を受けているものが、1 級の資格ないしは 910 点以上の得点を取得し再度科目認定の申請をしても、新たに認められるのは 2 科目までとする。なお、認定した英語科目の成績評価は「80 点」・「A」とする。

（第 2 学年第 3 学年において）

科学英語に含まれる科目としては科学英語Ⅰ（英語ⅠA、英語ⅠB）、科学英語Ⅱ（英語Ⅱ）、科学英語Ⅲがある。英検に関しては、1 級および準 1 級取得者は 2 科目分に相当する英語科目を選び認定を受けることができる。TOEIC に関しては、750 点以上の得点取得者は 2 科目分に相当する英語科目を選び認定を受けることができる。ただし、すでに初年次科目認定を受けている場合は、さらに上位の資格を取得したとき（例えば英検準 1 級で科目認定されたものが 1 級を取得したとき）のみ科目認定を申請できる。認定を希望する者は、英語科目認定願及び、英検の場合は合格証明書を、TOEIC の場合は OFFICIAL SCORE CERTIFICATE（公式認定証）をそれぞれ学務課へ提出しなければならない。認定を申請して認められた者は、通常の授業に出席することなしに申請科目が認定され、さらに一定の成績評価を与えられる。